

第2回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和4年7月22日(金) 16:00~18:00
場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 不法盛土への対処方策

・事務局より「資料2：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○盛土規制法は「できる規定」が多いため、自治体が行政処分に躊躇してしまう要因になると考えられる。命令へ進むことができる判断基準をガイドラインに明記した方が良い。是正指導の繰り返しにならないようなマニュアルの記載の仕方を検討してほしい。

○代執行の経験がない自治体に対して、研修等によりノウハウを周知することが重要である。

○警察と連携が取れる仕組みや好事例をガイドラインに記載したほうがよい。

○不法盛土の定義は何であるか。

⇒許可手続きに違反した盛土や、許可が下りても危険な盛土を不法盛土と定義している。

⇒不法盛土には、違法性がある盛土と、危険性がある盛土が含まれるため、概念整理が必要である。

○各フェーズにおけるガイドラインの主な記載項目ということに関しては、基本的におおむね網羅されているのではないかと。

○自治体が躊躇なく行政処分を実施できるガイドラインにすることが重要である。自治体が判断に迷う場面について、毅然とした解釈を示し、行政処分に導く記載をすべきである。

○報告徴取をどのような場合に行うか、報告徴取のタイミングを記載すべきである。

○県境をまたぐ土砂移動について、自治体間の連携方法を検討すべきである。

○衛星画像解析について、事例紹介を含めた具体的な方法を示したほうがよいのではないかと。

○命令文書の作成に戸惑うことがないよう、命令文書のひな型やサンプルをガイドラインに記載できないか。

○緊急性の高い場合において、弁明手続きの省略が可能な具体的条件を示してほしい。

○盛土規制法に勧告命令発出時の公表規定はないが、自治体判断で公表が可能であることを示せないか。

⇒類似ガイドライン等を参考に、ガイドラインへの記載方法を検討する。

(2) 今後のスケジュール

・事務局より「資料3：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

3. 閉 会

以上